

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第六号

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則（昭和四十六年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二を削る。

第四条中「（前条の規定により特地勤務手当を支給されない職員を除く。）」を削る。

第五条第三項を削る。

第六条第二項中「前条第一項及び第二項」を「前条」に改め、同条第三項を削る。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第二条、第三条関係）

級別 区分	公 署	所 在 地
一級地	廿日市警察署吉和警察官駐在所 山県警察署上本郷警察官駐在所 山県警察署美和警察官駐在所	廿日市市吉和 山県郡安芸太田町 戸河内 山県郡北広島町移 原

備考 この表に定める公署のほか、人事委員会が認めるものについても特地公署とするこ
とができる。

別表第二（第二条、第五条関係）

区分	公 署	所 在 地
準特地 公署	東部農林水産事務所三川ダム管理事務所 山県警察署箕角警察官駐在所 山県警察署雄鹿原警察官駐在所 山県警察署中野警察官駐在所 山県警察署豊平警察官駐在所 呉警察署室尾警察官駐在所 広警察署豊警察官駐在所 江田島警察署切串警察官駐在所 福山北警察署油木交番	世羅郡世羅町伊尾 山県郡安芸太田町 上殿 山県郡北広島町中 祖 山県郡北広島町川 小田 山県郡北広島町戸 谷 呉市倉橋町 呉市豊町御手洗 江田島市江田島町 切串二丁目 神石郡神石高原町 油木

福山北警察署豊松警察官駐在所	神石郡神石高原町 下豊松
福山北警察署福永警察官駐在所	神石郡神石高原町 福永
福山北警察署神龍警察官駐在所	神石郡神石高原町 相渡
三原警察署鷺浦警察官駐在所	三原市鷺浦町須波
三原警察署下徳良警察官駐在所	三原市大和町下徳良
府中警察署矢野警察官駐在所	府中市上下町矢野
三次警察署二和警察官駐在所	三次市三和町上板木
三次警察署甲奴警察官駐在所	三次市甲奴町小童
庄原警察署帝釈警察官駐在所	庄原市東城町帝釈未渡
庄原警察署小奴可警察官駐在所	庄原市東城町小奴可
庄原警察署高野警察官駐在所	庄原市高野町新市
安芸高田警察署横田警察官駐在所	安芸高田市美土里町横田
安芸高田警察署北警察官駐在所	安芸高田市美土里町北
世羅警察署三川警察官駐在所	世羅郡世羅町伊尾
世羅警察署西大田警察官駐在所	世羅郡世羅町賀茂
世羅警察署大見警察官駐在所	世羅郡世羅町安田
世羅警察署小国警察官駐在所	世羅郡世羅町小国
広島県立加計高等学校芸北分校	山県郡北広島町川小田
広島県立油木高等学校	神石郡神石高原町 油木

備考 この表に定める公署のほか、人事委員会が認めるものについても準特地公署とすることができるとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この人事委員会規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(特地公署とされていた公署に勤務する職員の特地勤務手当等の月額等に関する経過措置)

第二条 この人事委員会規則による改正後の職員の特地勤務手当等の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二条に定めるもののほか、この人事委員会規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）第十四条の二第一項に規定する特地公署（以下「特地公署」という。）とされていた公署のうち、人事委員会の定める公署は、平成三十三年三月三十一日までの間、特地公署とする。

2 前項の規定に基づき特地公署とされた公署に施行日の前日から引き続き勤務している職員の給与条例第十四条の二第一項及び第二項の規定による特地勤務手当の月額を、改正後の規則第三条の規定にかかわらず、同日に受けていた給料の月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて同日において育児短時間勤務職員等であつたものにあつてはその月額を同日における職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間算出率」という。）で除して得た額、育児短時間勤務職員等であつて同日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたものにあつてはその月額に育児短時間算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であつて同日において育児短時間勤務職員等であつたものにあつてはその月額を同日における職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間算出率」という。）で除して得た額、育児短時間勤務職員等であつて同日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたものにあつてはその月額に育児短時間算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額を同日における職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 第一項の規定に基づき特地公署とされた公署に施行日の前日から引き続き勤務している職員のうち、この人事委員会規則による改正前の職員の特地勤務手当等の支給に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第三条の二各号に掲げる公署であつた公署に勤務する職員には、毎年十一月一日から翌年三月三十一日までの期間（以下「冬期」という。）以外の期間は、特地勤務手当を支給しない。

4 第一項の規定に基づき特地公署とされた公署に施行日の前日から引き続き勤務している職員（施行日において給与条例第十四条の三第一項に規定する準特地公署（以下「準特地公署」という。）に該当することとなつた公署に在勤する職員を除く。）の給与条例第十四条の三第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第五条第二項又は第六条第二項の規定にかかわらず、経過措置基礎額に百分の二を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（準特地公署とされていた公署に勤務する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額等に関する経過措置）

第三条 改正後の規則第二条に定めるもののほか、施行日の前日において準特地公署とされていた公署のうち、人事委員会の定める公署は、平成三十三年三月三十一日までの間、準特地公署とする。

2 前項の規定に基づき準特地公署とされた公署に施行日の前日から引き続き勤務している職員の給与条例第十四条の三第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第五条第二項又は第六条第二項の規定にかかわらず、経過措置基礎額に百分の二を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り

捨てた額)とする。

3 第一項の規定に基づき準特地公署とされた公署に施行日の前日から引き続き勤務している職員のうち、改正前の規則第五条第三項各号に掲げる公署であった公署に勤務する職員には、冬期以外の期間は、特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。